政令番号391 ヘキサメチレン=ジイソシアネート

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」 (平成30年度) (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道		排出量/使用量(kg/年)							
府県コート	都道府県名	裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤· 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道	3.3E-1							0.3
2	青森県	1.0E-1							0.1
3	岩手県	1.2E-1							0.1
4	宮城県	1.8E-1							0.2
5	秋田県	9.0E-2							0.1
6	山形県	1.8E-1							0.2
7	福島県	2.3E-1							0.2
8	茨城県	4.0E-1							0.4
9	栃木県	4.0E-1							0.4
10	群馬県	6.5E-1							0.7
11	埼玉県	1.1E+0							1.1
12	千葉県	3.9E-1							0.4
13	東京都	1.2E+0							1.2
14	神奈川県	1.0E+0							1.0
15	新潟県	4.0E-1							0.4
16	富山県	1.7E-1							0.2
17	石川県	2.0E-1							0.2
18	福井県	1.0E-1						1.8E-1	0.3
19	山梨県	1.7E-1							0.2
20	長野県	4.5E-1							0.4
21	岐阜県	5.1E-1							0.5
22	静岡県	1.2E+0							1.2
23	愛知県	2.1E+0							2.1
24	三重県	3.9E-1							0.4
25	滋賀県	1.9E-1							0.4
	京都府	2.7E-1						9.4E-3	0.2
27	大阪府	1.4E+0						3. 4 L-3	1.4
28	兵庫県	7.2E-1							0.7
29	奈良県	1.0E-1							0.1
30	和歌山県	1.0E-1							0.1
31	鳥取県	4.8E-2							0.0
32	島根県	7.2E-2							0.0
33	岡山県 広島県	3.0E-1							0.3
34	広島県 山口県	6.4E-1 1.7E-1							0.6
35									
36	徳島県	7.3E-2							0.1
37	香川県	1.6E-1							0.2
38	愛媛県	2.4E-1							0.2
39	高知県	7.8E-2							0.1
40	福岡県	4.1E-1							0.4
41	佐賀県	9.2E-2							0.1
42	長崎県	2.3E-1							0.2
43	熊本県	1.6E-1							0.2
44	大分県	1.4E-1							0.1
45	宮崎県	8.5E-2							0.1
	鹿児島県	1.1E-1							0.1
47	沖縄県	6.8E-2							0.1
	全国	1.8E+1						1.9E-1	18.2